第一条ノ八を次のように改める。

第一条ノ八　第一条ノ四ノ審査請求ニ関スル行政不服審査法ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第五項中「処分庁等」トアルハ「審査庁」ト、「弁明書の提出」トアルハ「供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条ノ六第二項に規定する意見の送付」ト、同法第三十条第一項中「弁明書」トアルハ「供託法第一条ノ六第二項の意見」トス

第一条ノ八の次に次の一条を加える。

第一条ノ九　行政不服審査法第十三条、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項乃至第七項、第二十九条第一項乃至第四項、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求ニ係ル不作為ガ違法又ハ不当ナル旨ノ宣言ニ係ル部分ヲ除ク）乃至第五項及ビ第五十二条ノ規定ハ第一条ノ四ノ審査請求ニ付テハ之ヲ適用セズ

（戸籍法の一部改正）

第七十一条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第四項第五号中「、異議申立て」を削り、同項第六号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第百二十三条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百二十四条中「した処分」を「行う処分又はその不作為」に改める。

第百二十五条を次のように改める。

第百二十五条　削除

（弁護士法の一部改正）

第七十二条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第五条の三に次の一項を加える。

5　前条第一項の規定による申請に係る処分（申請者が第五条各号のいずれにも該当しないことを理由とする却下の処分を除く。）又はその不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、適用しない。

第十二条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削る。

第十二条の二第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条に次の二項を加える。

3　第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

4　第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「日本弁護士連合会の資格審査会」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「第十一条第二項の資格審査会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十二条の二第一項の議決があったとき」とする。

第十四条第一項中「登録取消」を「登録取消し」に、「六十日」を「三箇月」に改める。

第四十九条の三の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分」を「この法律に基づく日本弁護士連合会の処分又はその不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五十九条中「行政不服審査法による」を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項の審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条、第二章第三節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

3　第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「日本弁護士連合会の懲戒委員会」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「第十一条第二項の懲戒委員会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五十九条第一項の議決があったとき」とする。

第六十四条第二項中「六十日」を「三箇月」に改める。

第七十二条中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第七十三条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、日本司法書士会連合会の上級行政庁とみなす。

第十七条に後段として次のように加える。

この場合において、第十二条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第七十四条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の場合において、法務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項の規定の適用については、調査士会連合会の上級行政庁とみなす。

第十七条に後段として次のように加える。

この場合において、第十二条第三項中「第四十六条第二項」とあるのは、「第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第七十五条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の二の四第五項第一号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「異議申立て」を「審査請求」に、「却下」を「却下し」に、「決定」を「裁決」に改める。

第六十一条の二の九の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「に不服がある外国人は」を「又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し」に、「書面」を「審査請求書」に、「、法務大臣に対し異議申立てをすることができる」を「しなければならない」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第六十一条の二の九第二項の申請に係る不作為

第六十一条の二の九第二項中「前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「前項第一号及び第三号に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第四項中「異議申立て」を「審査請求」に、「第四十七条第一項又は第二項」を「第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　難民審査参与員については、行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用する。